

官 庁 報 告

箇 行 事 項

中部地方建設局公示

菊川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第16条の2第1項の規定に基づき水門を次のように指定し、平成4年7月1日から施行する。
平成4年6月19日 中部地方建設局長 山口 一弘

水系名	河川名	水門の名称	位 置	所 管 事 務 所
菊 川	菊 川	高松川水門	（左岸）静岡県小笠原郡大東町国安910番3	中部地方建設局浜松工事事務所

菊川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第16条の2第1項の水門を通航する舟の長さ、幅、水面上の高さ及び喫水の最高限度を次のように指定し、平成4年7月1日から施行する。

平成4年6月19日

中部地方建設局長 山口 一弘

水系名	河川名	水門の名称	長 さ	幅	水面上の高さ	喫 水
菊 川	菊 川	高松川水門	10.0メートル	5.0メートル	7.0メートル	1.0メートル

菊川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第16条の2第3項の水域及び通航方法を次のように指定し、平成4年7月1日から施行する。

平成4年6月19日

中部地方建設局長 山口 一弘

1. 水域

水系名	河川名	水域番号	水 域
菊 川	菊 川	1	別図

2. 通航方法

水系名	水域番号	舟等の別	航 路	時 間	速 度
菊 川	1	舟	別図	台風・高潮洪水・津波以外の時	2ノット以下

別 図

